

広島県告示第五百三十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第一項第三号の規定によって、指定介護療養型医療施設として次のとおり指定した。

平成十九年五月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
奥坊クリニック	福山市西桜町一丁目六一	平成一八年四月一日
医療法人社団島谷病院	福山市新涯町二丁目五―八	平成一八年七月一日
瀬野白川病院	広島市安芸区瀬野一丁目二八―三	平成一八年七月一日
さんよう水野病院	広島市安佐南区川内四丁目一三―三三	平成一八年七月一日
医療法人慈徳会真田病院	広島市南区皆美町三丁目一三―二二	平成一八年八月一日
松田病院	呉市中通二丁目四―一一	平成一八年一〇月一日
吉崎整形外科	広島市南区的場町二丁目四―二八	平成一八年一二月一日